職業安定分科会雇用保険部会(第196回)

資料1-1

令和6年6月19日

雇用保険法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令案要綱

厚生労働省発職 0619 第 1 号 令 和 6 年 6 月 19 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三

別紙「雇用保険法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の

一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

特定一般教育訓練を受け、修了し、 資格の取得等をし、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者と

して雇用された者 (修了した日の翌日から起算して一年以内に雇用されたもの(一年以内に雇用され

ることが困難な者として職業安定局長が定める者を含む。)に限る。)又は雇用されている者 (修了

した日 の翌日から起算して一年以内に資格の取得等をしたもの (やむを得ない理由のため一年以内に

資 格 の取得等をすることができない者として職業安定局長が定める者を含む。)に限る。) につい

は、 教育訓練給付金の給付率を百分の五十、 その額の上限を二十五万円とすること。

専門実践教育訓練を受け、修了し、 資格の取得等をし、 かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者と

して雇用された者(修了した日の翌日から起算して一年以内に雇用されたもの(一年以内に雇用され

ることが困難な者として職業安定局長が定める者を含む。)に限る。)又は雇用されている者

(修了

した日の翌日から起算して一年以内に資格の取得等をしたもの (やむを得ない理由のため一年以内に

資 格 の取得等をすることができない者として職業安定局長が定める者を含む。)に限る。)のうち、

1に掲げる額が2に掲げる額の百分の百五に相当する額以上である者については、 教育訓練給付金の

給付率を百分の八十、その額の上限を百九十二万円とすること。

1

て雇用された日から起算して一年を経過する日までの間 (一般被保険者又は高年齢被保険者として

当該専門実践教育訓練を修了し、資格を取得等し、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者とし

雇用されている者にあっては、 資格の取得等をした日から起算して一年を経過する日までの 間)に

おける連続する六箇月間に支払われた賃金 (臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに

支払われる賃金を除く。)を雇用保険法第十七条に規定する賃金とみなして同条第一項又は第二項

の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額

2 次の□及び□に掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該□及び□に定める額

 $\left(\longrightarrow \right)$ 当該専門実践教育訓練を開始した日(以下この2において「基準日」という。)において一般

被保険者又は高年齢被保険者として雇用されている者 基準日の前日を受給資格に係る離 職 \mathcal{O} 日

とみなして雇用保険法第十七条 (第四項を除く。 口において同じ。)の規定を適用した場合に算

定されることとなる賃金日額に相当する額

一に該当しない者 当該者の基準日前 の直近の離職に係る雇用保険法第十七条の規定に基づき

算定される賃金日額

 \equiv 専門実践教育訓練給付金の支給を受ける者について、十年間で支給する額は百九十二万円を限度と

すること

兀 管轄公共職業安定所の長は、 特定一般教育訓練給付金の給付対象者に対し、一に掲げる者に該当す

るに至ったときに支給申請を行うべき期間を通知するものとし、一に掲げる者に該当する給付対象者

は、 特定一般教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、支給申請を行うべき期間内に、 教育訓

練給付金支給申請書に、 受講費用の証明書類、 資格の取得等の証明書類等を添付して、管轄公共職業

安定所の長に提出しなければならないものとすること。

五. 管轄公共職業安定所の長は、 専門実践教育訓練給付金の給付対象者に対し、二に掲げる者に該当す

るに至ったときに支給申請を行うべき期間を通知するものとし、二に掲げる者に該当する給付対象者

は、 専門実践教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、支給申請を行うべき期間内に、 教育訓

練の受講前後のそれぞれの賃金の額に係る証明書類、 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資

格者 証等を添付して、 管轄公共職業安定所の長に提出 しなければならないものとすること。

六 管轄公共職業安定所の長は、 一に掲げる者に対し、 特定一 般教育訓練給付金の支給を決定した日の

翌日から起算して七日以内に、当該教育訓練給付金の額から既に支給を受けた当該特定一般教育訓練

に係る教育訓練給付金の額を減じて得た額を基礎として、厚生労働大臣の定める方法により算定して

得た額を支給するものとすること。

七 管轄公共職業安定所の長は、二に掲げる者に対し、 専門実践教育訓練給付金の支給を決定した日の

翌日 から起算して七日以内に、 当該専門実践教育訓練の受講のために支払った費用の総額に係る教育

訓 練給付 金の額から、 既に支給を受けた当該専門実践教育訓練に係る教育訓 練給付金 の額を減じて得

た額を基礎として、厚生労働大臣の定める方法により算定して得た額を支給するものとすること。

八 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

一 この省令は、令和六年十月一日から施行すること。